

添付資料⑭-浄化センター公園の指定管理に関する基本協定書

浄化センター公園の指定管理に関する基本協定書

平成21年1月

目 次

第1章 総 則	1
第 1条 (本協定の目的)	1
第 2条 (信義誠実の原則)	1
第 3条 (指定期間)	1
第2章 業務の範囲と実施条件	1
第 4条 (管理対象施設等)	1
第 5条 (本業務の範囲及び実施条件)	1
第 6条 (甲と乙の業務分担)	2
第3章 本業務の実施にあたっての留意事項	3
第 7条 (法令遵守等)	3
第 8条 (個人情報の保護)	3
第 9条 (秘密の保持)	3
第10条 (帳簿等の備え付け)	4
第11条 (文書管理)	4
第12条 (環境配慮)	4
第13条 (会計年度及び経理区分)	4
第14条 (利用促進のための広報の実施)	4
第15条 (利用者等満足度調査等の実施)	4
第16条 (自主事業の実施)	4
第17条 (運営目標の設定)	5
第18条 (運営評価の実施)	5
第19条 (施設予約システムの運用)	5
第20条 (使用承認書に用いる名称及び印影)	5
第21条 (管理責任者の報告)	5
第22条 (連絡体制)	5
第23条 (緊急時の対応)	5
第24条 (開業準備等)	5
第25条 (業務の一部の第三者への委託)	6
第26条 (施設等の修繕)	6
第4章 業務実施に係る乙の報告事項等	6
第27条 (年間業務計画書)	6
第28条 (事業実績報告書)	6
第29条 (例月業務報告書)	7
第30条 (決算書類の提出)	7
第31条 (資料等の提出要求への対応)	7
第32条 (業務実施状況の確認と改善指示)	7
第5章 委託料及び利用料金	8
第33条 (委託料の支払い)	8
第34条 (委託料の変更)	8

第35条 (利用料金収入の取扱い)	8
第36条 (利用料金の決定)	8
第6章 損害賠償及び不可抗力	9
第37条 (損害賠償義務)	9
第38条 (第三者への賠償)	9
第39条 (不可抗力等発生時の対応)	9
第40条 (不可抗力等によって発生した費用等の負担)	9
第41条 (不可抗力等による一部の業務実施の免除)	9
第7章 指定期間の終了	10
第42条 (業務の引継ぎ等)	10
第43条 (原状回復義務)	10
第44条 (備品の引き継ぎ)	10
第45条 (使用承認及び利用料金)	10
第8章 指定期間終了日前の指定の取消し	11
第46条 (本業務の継続が困難になった場合等の報告)	11
第47条 (甲による指定の取り消し)	12
第48条 (不可抗力等による指定の取り消し)	12
第49条 (指定を取り消した場合の取り扱い)	13
第9章 その他	13
第50条 (乙による改善等の申出)	13
第51条 (監査委員等による監査)	13
第52条 (情報公開)	13
第53条 (重要事項の変更の報告)	13
第54条 (禁止事項)	13
第55条 (請求、通知等の方法等)	13
第56条 (協定の変更)	14
第57条 (年度協定の締結)	14
第58条 (疑義についての協議)	14

別記 個人情報取扱特記事項

- 別紙 1 管理対象施設等
- 別紙 2 使用承認書に用いる印影
- 別紙 3 年間業務計画書の書式
- 別紙 4 事業実績報告書の書式
- 別紙 5 例月業務報告書の書式
- 別紙 6 利用料金承認申請書の書式

- 別添 1 淨化センター公園管理運営業務仕様書
- 別添 2 淨化センター公園維持管理基本水準書
- 別添 3 指定管理者への「施設予約システム」提供仕様書

浄化センター公園の指定管理に関する基本協定書

奈良県（以下「甲」という。）と浄化センター公園の指定管理者である近鉄ビルサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、浄化センター公園の指定管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、浄化センター公園を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（指定期間）

第3条 指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

（管理対象施設等）

第4条 乙が行う浄化センター公園の管理業務（以下「本業務」という。）の対象となる施設、設備及び備品（「物品の分類基準」（昭和48年2月奈良県告示第592号）に規定する備品をいう。以下同じ。）は、別紙1のとおりとする。

- 2 乙は、前項の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を本業務のために無償で使用できるものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意をもって施設等を管理し、常に良好な状態に保たなければならない。

（本業務の範囲及び実施条件）

第5条 乙が実施する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 浄化センター公園の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 浄化センター公園の施設等の供用に関する業務
- (3) 浄化センター公園の利用の促進に関する業務
- (4) 浄化センター公園野球場、ファミリープール及びテニスコートの使用の承認に関する業務

- (5) 净化センター公園野球場、ファミリープール及びテニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受等に関する業務
- (6) 奈良県立都市公園条例（昭和35年3月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定による净化センター公園の利用の禁止又は制限に関する業務
- (7) 条例第9条第1項又は第2項の規定による第4号の承認に係る監督処分に関する業務
- (8) 条例第10条の規定による届出の受理に関する業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目及び乙が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、本協定に定めるほか、別添の净化センター公園管理運営業務仕様書、净化センター公園維持管理基本水準書、及び指定管理者への「施設予約システム」提供仕様書（以下「業務仕様書等」という。）に定めるとおりとする。
- 3 本協定、業務仕様書等、乙が指定管理者指定申請書に添えて提出した事業計画書（以下「事業計画書」という。）、又は第27条に規定する年間業務計画書の間に、矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、業務仕様書等、事業計画書、年間業務計画書の順にその内容が優先されるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業計画書又は年間業務計画書に業務仕様書等を上回る水準が提案されている場合は、より高い水準を提案した計画書の内容が優先されるものとする。
- 5 甲が净化センター公園の管理上必要と認めて乙に指示したときは、乙は当該指示に従うものとする。

（甲と乙の業務分担）

第6条 甲と乙の業務分担は、下記に区分するとおりとする。

業務項目	甲	乙
① 施設（建物、構築物、機械設備）の保守点検		○
② 施設等の維持管理		○
③ 施設等の修繕	1件100万円を超えるもの	1件100万円以下のもの
④ 施設の整備、大規模改修	○ (乙が提案し、甲が認めたものに限る)	
⑤ 事故、災害等による施設の修繕	右以外の場合	乙の責めに帰する場合
⑥ 災害時対応 (待機連絡体制確保、被災状況の調査・報告、応急措置)	指示等	○
⑦ 有料施設の使用承認、利用料金の収受等		○

業務項目	甲	乙
⑧ 施設の運営管理 (利用指導、案内業務、苦情対応等)		○
⑨ 公園の法的管理（占用許可等）	○	○ (申請、届出の受理等に限る)
⑩ その他法令等により地方公共団体の長のみが行うことができる権限 (使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定等)	○	
⑪ 施設の火災共済保険の加入	○	
⑫ 施設管理者賠償責任保険の加入 (指定管理者及び県の損害賠償責任を保障するもの)		○
⑬ 「利用者等満足度調査」の実施		○
⑭ その他、本業務に関して甲が依頼する調査の実施		○

第3章 本業務の実施にあたっての留意事項

(法令遵守等)

第7条 乙は、本協定、第57条に規定する年度協定、業務仕様書等、事業計画書及び第27条に規定する年間業務計画書に従うほか、関係法令等を遵守して本業務を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙又は本業務に従事する者（乙から業務委託を受けて本業務に従事する者を含む。）は、本業務の実施に伴う個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙又は本業務に従事する者（乙から業務委託を受けて本業務に従事する者を含む。）は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(帳簿等の備え付け)

第10条 乙は、次の各号に掲げる帳簿等を作成のうえ浄化センター公園に備え置くとともに、甲から要求があったときは閲覧等に応じなければならない。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 備品台帳（別紙1（3）に記載の備品のほか、本業務の実施に伴い指定期間中に乙が購入した備品は必ず記帳のこと）
- (3) 使用申込書綴り
- (4) その他本業務を実施するにあたり必要となる帳簿等

(文書管理)

第11条 乙は、本業務を行うにあたり作成し又は取得した文書等を適正に管理し、当該文書等を作成し又は取得した年度終了後5年間保存しなければならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(環境配慮)

第12条 乙は、本業務の実施にあたっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に努めなければならない。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めなければならない。

(会計年度及び経理区分)

第13条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 乙は、本業務に係る会計と乙の他の事業に係る会計とを区分して経理しなければならない。

(利用促進のための広報の実施)

第14条 乙は、施設の利用促進を図るため、効果的な広報を実施しなければならない。

2 乙が作成した施設のホームページは、甲のホームページからリンクさせることとする。

(利用者等満足度調査等の実施)

第15条 乙は、施設の利用者ニーズを把握するとともにサービスの向上についての情報を得るために、甲の指示に基づき利用者等満足度調査を実施する他、甲が依頼する本業務に関する調査を実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の調査結果を以後の本業務の運営改善に活用するよう努めなければならない。

(自主事業の実施)

第16条 乙は、浄化センター公園の設置目的に合致し、かつ、一般の公園利用に著しい支障を及ぼさない範囲において、浄化センター公園の活性化のため、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業の実施にあたり、事前に甲に対し自主事業実施計画書を提出し、協議を行うものとする。

(運営目標の設定)

第17条 乙は、甲と協議のうえ、住民サービスの向上、施設の効果的な管理等に関する毎年度の運営目標を定め、第27条に規定する年間業務計画書に記載しなければならない。

(運営評価の実施)

第18条 乙は、前条の運営目標の達成度を自己評価し、その結果を第28条に規定する事業実績報告書に記載しなければならない。

(施設予約システムの運用)

第19条 施設の利用予約をオンラインサービスで受け付ける場合は、乙は、別添3「指定管理者への「施設予約システム」提供仕様書」により行わなければならない。

(使用承認書に用いる名称及び印影)

第20条 乙が使用承認書に用いる名称は「浄化センター公園指定管理者 近鉄ビルサービス」とし、使用承認書に用いる印影は別紙2のとおりとする。

2 甲は、前項の名称及び印影を公表するものとする。

(管理責任者の報告)

第21条 乙は、本業務の実施のために配置する管理人員の内1名を管理責任者とし、管理責任者が不在となる際には、管理責任者の職務を代理で行うことのできる代理者を配置しなければならない。

2 乙は、前項の管理責任者及びその代理者（以下「管理責任者等」という。）を定め、甲の指定する日までに甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理責任者等を変更しようとするときは、変更の10日前までに甲に報告しなければならない。

(連絡体制)

第22条 乙は、甲と乙の間の連絡体制について、第27条に規定する年間業務計画書に記載しなければならない。これを変更する場合は、甲乙互いにその都度報告するものとする。

(緊急時の対応)

第23条 本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合又はそのおそれが生じた場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態の内容その他必要な事項を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(開業準備等)

第24条 乙は、指定期間の開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 指定期間の開始日までに現在の指定管理者が行った指定期間の開始日以降に係る施設の使用承認は、乙が行ったものとみなす。
- 5 指定期間の開始日までに現在の指定管理者に対して納付された指定期間の開始日以降に係る施設の使用料は、乙の収入とする。

(業務の一部の第三者への委託)

- 第25条 乙が本業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、乙は委託する業務の内容及び委託の相手方を甲に報告しなければならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に委託する場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害・損失については、すべて乙が負担するものとする。

(施設等の修繕)

- 第26条 施設等の修繕のうち、一件100万円以下のものは乙が実施し、一件100万円を超えるものについては、乙から甲への申し出に基づいて甲が行うものとする。ただし、一件100万円を超える修繕の実施の要否については、甲が判断する。
- 2 甲への申し出なく行われた修繕については、すべて乙が負担するものとする。ただし、緊急に必要でありやむを得ないと甲が認めた場合は、この限りでない。
 - 3 甲は、施設等に通常有すべき安全性を欠いている場合又はそのおそれのある場合には、一件100万円以下の修繕について、乙にその実施を命じることができる。

第4章 業務実施に係る乙の報告事項等

(年間業務計画書)

- 第27条 乙は、毎事業年度開始の1ヶ月前までに、甲と協議のうえ次の各号に示す事項を記載した年間業務計画書（別紙3）を作成し、甲に提出しなければならない。
- (1) 本業務の年間実施計画に関する事項
 - (2) 収支計画に関する事項
 - (3) 運営目標に関する事項
 - (4) その他甲が指示する事項

(事業実績報告書)

- 第28条 乙は、毎事業年度終了後、4月30日（土、日の場合前の平日）までに、次の各号に示す事項を記載した事業実績報告書（別紙4）を作成のうえ甲に提出なければならない。
- (1) 本業務の実施状況に関する事項

- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等に関する事項
- (4) 修繕費の執行状況に関する事項
- (5) 運営目標の達成度に関する事項
- (6) 自主事業の実施状況に関する事項
- (7) その他甲が指示する事項

(例月業務報告書)

第29条 乙は、次の各号に示す事項を記載した例月業務報告書（別紙5による）を翌月の10日（土、日、休日の場合は直前の平日）までに甲に提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況及び料金収入の実績に関する事項
- (2) 利用者からの要望、苦情、トラブル等の対応状況に関する事項
- (3) 修繕、維持管理に関する事項
- (4) その他甲が指示する事項

(決算書類の提出)

第30条 乙は、自社の決算終了後30日以内に決算書類（貸借対照表及び損益計算書）を甲に提出しなければならない。

(資料等の提出要求への対応)

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定に基づき報告を求める場合のほか、甲が必要があると認め資料等の提出を求めた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、乙はこれに応じなければならない。なお、指定期間終了後についても同様とする。

(業務実施状況の確認と改善指示)

第32条 甲は、事業実績報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、隨時、施設等へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して、本業務の実施状況や収支状況等について、隨時、説明を求めることができる。

- 2 乙は、合理的な理由がある場合を除いて、前項の申出に応じなければならない。
- 3 甲は、乙による業務実施が業務仕様書等、甲が示した条件を満たしていないと認める場合は、乙に対して業務の改善の指示その他必要な指示をするものとする。
- 4 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかに業務の改善等必要な措置をとらなければならない。

第5章 委託料及び利用料金

(委託料の支払い)

第33条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して次の委託料を支払う。

指定期間中の委託料の総額（消費税及び地方消費税を含む）

53,100千円（うち修繕費4,500千円）

2 甲が乙に対して支払う各年度ごとの委託料の額及びそれに含まれる修繕費の額は、毎年度、予算成立後、甲が乙に通知する。

3 甲は、前項の委託料を次の四半期に分割して支払うものとし、各期の支払額は、前項の通知にあわせて通知する。

(1) 第1期（4月～6月）

(2) 第2期（7月～9月）

(3) 第3期（10月～12月）

(4) 第4期（1月～3月）

4 乙は、四半期毎の最初の月の10日までに、当該期の委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して当該期の委託料を支払うものとする。

5 第2項により通知する各年度ごとの委託料に含まれる修繕費のうち、修繕に使用しなかった額が生じた場合は、乙は、使用しなかった額を翌年度の4月末までに甲に返還するものとする。ただし、指定期間の最終年度を除き、乙は当該使用しなかった額を翌年度に繰り越して、修繕に使用することができるものとする。

(委託料の変更)

第34条 甲または乙は、指定期間中に災害等不測の事態の発生により前条第1項の委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を申し出ができるものとする。ただし、渇水の際の閉鎖の場合を除く。

2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更すべき金額等については、前項の協議により決定のうえ、必要な措置を講じるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第35条 乙は、利用料金を乙の収入として收受するものとする。

(利用料金の決定)

第36条 利用料金の額は、条例及び奈良県立都市公園条例施行規則（昭和35年3月奈良県規則第15号）に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ甲の承認を得て乙が定めるものとする。

2 乙は、前項の利用料金の額を定めようとするときは、利用料金の額を適用しようとする日の2か月前までに利用料金承認申請書（別紙6）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の承認をしたときはその内容を公表しなければならない。

- 4 乙は、利用料金を減免し、又は還付する場合の基準を定め、第2項に規定する利用料金承認申請書の提出と同時に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、利用料金の額並びに利用料金の減免及び還付の基準を利用者にわかりやすく表示しなければならない。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償義務)

第37条 乙は、故意若しくは過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、乙の負担により原状回復しなければならない。

2 乙の故意又は過失により、本業務に関し甲に前項以外の損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第38条 本業務の実施において、第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が乙の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力等発生時の対応)

第39条 自然災害、暴動・テロ等の人災、伝染病、第三者による不法行為その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由（以下「不可抗力等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙は、直ちに必要な対応措置をとるとともに、発生する損害・損失を最小限にするよう努めなければならない。

2 渇水が発生した場合には、甲は乙にプールの閉鎖を指示することができる。

3 法令の制定改廃により、新たな対応措置が必要となった場合は、乙は、速やかに当該対応措置をとらなければならない。

(不可抗力等によって発生した費用等の負担)

第40条 不可抗力等の発生に起因して、甲又は乙に損害・損失が発生した場合は、甲と乙は協議を行い、その費用の負担等について決定するものとする。ただし、渴水の際にプールを閉鎖した場合においては、乙に損害・損失が発生したとしても、甲はその補償をしない。

(不可抗力等による一部の業務実施の免除)

第41条 不可抗力等の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、その限度において本協定に定める業務の実施の義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力等により業務の一部を実施できなかった場合は、甲は、乙が免れた業務に係る費用の額を委託料から減額することができるものとする。ただし、渴水の際のプール閉鎖の場合は、この限りでない。

第7章 指定期間の終了

(業務の引継ぎ等)

第42条 乙は、本協定の指定期間の終了に際して、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に対し、次期の指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう、業務に必要な情報等を遅滞なく提供し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合は、本協定の指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する次期の指定管理者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 第11条の規定にかかわらず、乙は、次の帳簿等を甲又は甲が指定する次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

(1) 備品台帳

(2) 使用申込書綴り（指定期間中に申込みがあったもの）

(3) その他本業務を実施するに当たり必要となる帳簿等

(原状回復義務)

第43条 乙は、本協定の指定期間の終了までに、指定期間の開始日を基準として施設等を原状に回復し、甲に対して施設等を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、施設等の原状回復は行わずに、甲に対して施設等を引き渡すことができるものとする。

(備品の引き継ぎ)

第44条 本業務の実施に伴い指定期間中に乙が購入した備品はすべて甲に帰属する。

2 本協定の指定期間の終了に際し、乙は、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に対して備品を引き継がなければならない。

(使用承認及び利用料金)

第45条 乙は、指定期間が終了するまでの間は、指定期間の終了の日の翌日以降に係る施設の使用承認の業務を行うものとする。

2 乙は、指定期間の終了の日の翌日以降の日に係る施設の利用料金を收受したときは、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に当該利用料金を引き継がなければならない。

第8章 指定期間終了日前の指定の取消し

(本業務の継続が困難になった場合等の報告)

第46条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

- (1) 本業務の継続が困難になったとき又はそのおそれが生じたとき
- (2) 下記の欠格条項のいずれかに該当することとなったとき

ア 奈良県議会の議員、知事、副知事、並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人。ただし、知事、副知事、並びに同条第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第122条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りではない。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人

ウ 奈良県から指名停止を受けている法人

エ 会社更生法、民事再生法又は商法に基づき更生、再生又は会社整理の申立手続をしている法人

オ 奈良県税、法人税、消費税（地方消費税含む。）及び市町村税（奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る。）を滞納している法人

カ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ケ 上記キ及びク並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等

コ 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等

サ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等

(甲による指定の取り消し)

第47条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善計画の提出及び実施を求めるものとする。

- (1) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 業務に関し不正行為があったとき。
 - (3) 甲に対し虚偽の報告等をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (4) 乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。
 - (5) 前条第2号アからカまでに規定する欠格条項のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 前項の場合において、乙が期間内に改善することができなかつたときは、甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。
- 3 乙が、前条第2号キからサに規定する欠格条項に該当することとなったときは、甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消すものとする。
- 4 甲は、前2項に基づいて指定の取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知するとともに、乙に意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急の必要があり、意見陳述のための手続きを執ることができないときは、この限りでない。
- 5 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
- 6 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙は受領済みの委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。
- 7 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力等による指定の取り消し)

第48条 甲または乙は、不可抗力等の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を要求することができるものとする。ただし、渴水の際のプール閉鎖を理由として指定取り消しの協議を要求することはできないものとする。

- 2 前項の協議の結果、本業務の継続が困難と判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項の取り消しによって発生する損害・損失の額及びそれらの負担区分は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定を取り消した場合の取り扱い)

第49条 第42条から第45条までの規定は、前2条の規定により指定を取り消した場合に準用する。

- 2 前2条の規定により指定を取り消した場合は、乙は、指定を取り消された日までの、第28条の規定に準じて作成した事業実績報告書及び第29条の規定に準じて作成した例月業務報告書を、甲が指定する日までに甲に提出しなければならない。

第9章 その他

(乙による改善等の申出)

第50条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して改善等の実施を申し出しができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(監査委員等による監査)

第51条 乙が行う本業務に係る出納関連の事務が、監査委員又は包括外部監査人による監査の対象となった場合は、乙はその監査を受けなければならない。

(情報公開)

第52条 乙が甲に提出した文書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第2条第2項に規定する行政文書として同条例の適用を受けるものとする。

(重要事項の変更の報告)

第53条 乙は、乙の構成員の定款、名称、主たる事務所の所在地、又は代表者に変更があった場合は、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(禁止事項)

第54条 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(請求、通知等の方法等)

第55条 本協定に関する甲乙間の要求、通知、申出、報告、指示、承認その他の行為は、原則として書面により行わなければならない。

- 2 乙の代表者は、甲の事前承認を得たときは、本協定書記載の報告書等の提出等を乙の社員に委任することができる。
3 前項の場合、乙の代表者は甲に当該事項に係る委任状を提出するものとする。

(協定の変更)

第56条 本業務に関し、事情の変更により本協定を変更する必要が生じたときは、協議により、本協定を変更することができるものとする。

(年度協定の締結)

第57条 本協定に定めるほか、指定期間中の各年度の業務実施に関して、特に定める必要な事項が生じた場合は、甲と乙は協議のうえ、別途年度協定を締結することができるものとする。

(疑義についての協議)

第58条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議により、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 1月30日

甲

所在地 奈良市登大路町30番地

名称 奈良県

代表者 奈良県知事 荒井 正吾 

乙 (指定管理者)

所在地 大阪市中央区難波二丁目2番3号

名称 近鉄ビルサービス株式会社

代表者 取締役社長 渡辺 実 

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙又は本業務に従事する者（乙から業務委託を受けて本業務に従事する者を含む。以下「乙等」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙等は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が終了し、若しくは指定を取り消された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙等は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙等は、甲の指示がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第5 乙等は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、本業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、本業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙等は、本業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された文書等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(文書等の返還等)

第8 乙等は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された文書等は、この協定の指定期間の終了後又は指定を取り消されたときは直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第9 甲は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提示を求め、又は調査することができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(損害賠償等)

第10 乙は、その責めに帰すべき事由により、本業務の処理に関し、この個人情報取扱特記事項の内容に反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、この個人情報取扱特記事項の内容に反し、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反している認めたときは、指定の取消し又は、損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙1 管理対象施設等

(1) 指定管理者に管理を行わせる施設・設備

浄化センター公園 116,000m²

①ファミリープール

・ファミリープール

造波プール	水面積	1,730m ²	水深	0~1.6m
滝プール	水面積	406m ²	水深	0.8m
ちびっ子噴水プール	水面積	1,574m ²	水深	0.3~0.8m
25mプール	水面積	325m ²	水深	1.2m
スライダープール	水面積	165m ²	水深	0.6m
スライダー	3レーン	長さ	30m	

・ファミリープール管理棟（公園全体の管理事務所としても利用）

鉄骨造り一部2階建て 建築面積 833.29m²
延べ面積 951.79m²

（管理事務室、更衣室、救護室、現業員室、トイレ、機械室他）

・機械棟（鉄筋コンクリート造2階建て）

建築面積 216.96m²
延べ面積 265.89m²
(うち115m²は、食堂厨房等)

（電気室、滅菌室、厨房室、休憩室、トイレ、プロパン庫、倉庫他）

・ポンプ室（落水塔下）（鉄筋コンクリート造平屋建て）

建築面積 116.64m²
延べ面積 116.64m²

・造波機械棟（鉄筋コンクリート造平屋建て）

建築面積 127.6m²
延べ面積 80.63m²

・トイレ1（鉄筋コンクリート造平屋建て）

建築面積 49m²
延べ面積 49m²

・トイレ2（鉄筋コンクリート造平屋建て）

建築面積 29.4m²
延べ面積 29.4m²

・倉庫（コンクリートブロック造、スレート葺き）

建築面積 18m²
延べ面積 18m²

・売店等

②野球場

・1面 11,180m² 両翼90m、センター110m

クレー舗装

1塁側及び3塁側にベンチあり

③テニスコート

- ・クレーコート（10面） 13, 275m²
- ・管理事務所（鉄筋コンクリート造 平屋建て）
 - 建築面積 206m²
 - 延べ面積 206m²
- （更衣室、管理室、シャワー室、トイレ、倉庫、休憩所等）
- ・倉庫（コンクリートブロック造、スレート葺き）4棟
 - 建築面積 10.5m²
 - 延べ面積 10.5m²
- ・藤棚 4カ所

④児童広場

- ・木製遊具 10基
- ・砂場
- ・芝生

⑤スポーツ広場

- ・925 m²

⑥駐車場

- ・南側 17台
- ・北側 195台（内、身障者用3台）
- ・他に臨時駐車場 約100台

⑦屋外トイレ

- ・野球場横トイレ（鉄筋コンクリート造 平屋建て）
 - 建築面積 76.7m²
 - 延べ面積 76.7m²
- ・近鉄駅前トイレ（木造平屋建て）
 - 建築面積 20.82m²
 - 延べ面積 20.82m²

⑧園路

- ・A.S舗装等 17, 840m²

⑨食堂・店舗（鉄骨造、平屋建て）（わかくさ）

- 建築面積 220.52m²
- 延べ面積 210.00m²

（2）有料施設

- （1）の内、ファミリープール、野球場、テニスコート

(3) 管理備品

番 号	品 名	数 量
1	金庫	1
2～ 13	事務机（片袖型）	12
14～ 24	事務机用椅子	11
25～ 29	会議机	5
30	更衣ロッカー（3人用）	1
31	更衣ロッカー（2人用）	1
32	水屋	1
33,35,36	服掛	3
37	ファイリングキャビネット（4段）	1
38	ファイリングキャビネット（2段）	1
39	下駄箱（30人用）	1
40	下駄箱（24人用）	1
41～ 44	物品整理棚	4
45	書類保管庫	1
46	黒板（プール補助員配置図記載済み）	1
47	黒板	1
48	電気冷蔵庫	1
49	ウォータークーラー	1
50	電工ドラム	1
51	行事板	1

番 号	品 名	数 量
5 2	コンロ	1
5 3	湯沸かし器	1
5 4	洗濯機	1
5 5	物品整理棚	1
5 6 ~ 6 0	会議机	5
6 1	黒板	1
6 2	丸椅子	1
6 3	電気冷蔵庫	1
6 4	寝台	1
6 5	薬品戸棚	1
6 6	衝立	1
6 7	黒板	1
6 8	消毒器 (一式)	1
6 9	ワゴン (台付)	1
7 0, 7 1	水中クリーナー	2
7 2 ~ 8 0	プール監視台	9
8 1	電工ドラム	1
8 2	物品整理棚 (小)	1
8 3	会議机	1
8 4, 8 5	事務机用椅子	2

番 号	品 名	数 量
86～95	テニス審判台	10
96～105	テニス支柱（2本組）	10
106～109	テニスコート用転圧ローラー	4
110～125	ベンチ（塩化ビニル製）	16
126	物品整理棚（小）	1
127	電気冷蔵庫	1
128	抽選器	1
129～139	得点板	11
140～145	コインロッカー（テニス更衣室8人用）	6
146～149	会議机	4
150, 151	バット置き台	2
152	野球ベース（3枚組）	1
153	水中クリーナー	1
155～167	消火器	13
168～177	折りたたみパイプ椅子	10
178～187	テニス用ネット	10
188～327	コインロッカー（プール更衣室18人用）	140
328	AED（自動体外式除細動器）	1

※ 34, 154 欠番

別紙3 年間業務計画書の書式

平成 年 月 日

奈 良 県 知 事 様

(指定管理者)

住 所

名 称

代 表 者

印

平成 年度 凈化センター公園指定管理業務計画書

平成 年度浄化センター公園の指定管理業務を実施したいので、浄化センター公園の指定管理に関する基本協定書第27条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

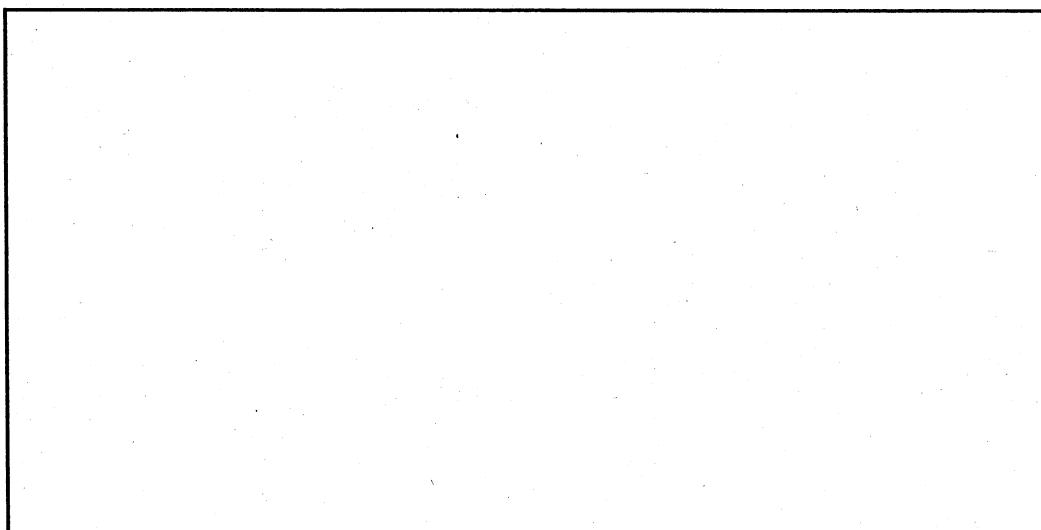
1 業務の年間実施計画に関する事項

(1) 管理体制に関する事項

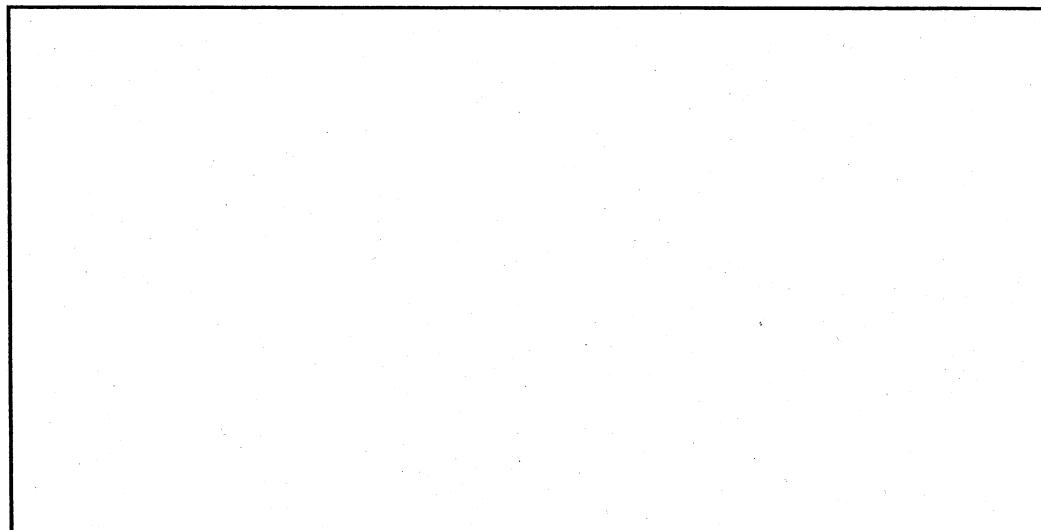
①職員配置

職名	氏名	業務内容	備考
			責任者
			代理人

②業務体制図



③災害時・緊急時連絡系統図



(2) 管理の実施に関する事項

①年間管理計画

--

②1日の標準的な業務計画

--

③委託する業務

業務名	業務内容	委託業者名

④広報計画

広報媒体等	広報方法

2 収支計画に関する事項

(単位：千円)

		今年度予算額	備考
収入	県委託料		
	利用料金収入		
	その他収入(自主事業等)		
	収入計(a)		
支出	植栽管理費		
	施設管理費		
	清掃費		
	保守点検費		
	修繕費		
	警備費		
	その他		
	運営費		
	人件費(事務所職員)		
	光熱水費		
	事務所運営費		
	自主事業費		
支出計(b)			
収支差額(a) - (b)			

3 運営目標に関する事項

【平成 年度運営目標】

--

注) 今年度の指定管理業務に関する運営目標（数値目標）を記載する

別紙4 事業実績報告書の書式

平成 年 月 日

奈良県知事様

(指定管理者)

住 所
名 称
代 表 者

印

平成 年度 凈化センター公園指定管理業務報告書

平成 年度浄化センター公園の指定管理業務を完了したので、浄化センター公園の指定管理に関する基本協定書第28条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

1 業務の実施状況に関する事項

(1) 管理運営状況

管理運営状況 全般	
問題点・課題	
問題点・課題 への対応	

(2) 委託した業務

(単位:円)

業務名	業務内容	委託業者名	契約額

(3) 施設・設備等点検状況

点検時期	点検項目	点検結果等

(4) 利用者アンケート実施状況（利用者等満足度調査を含む）

実施時期	実 施 内 容	管理運営への反映状況

(5) 広報実施状況

広報時期	広報媒体	実 施 状 況

(6) 災害時等訓練実施状況

広報時期	訓 練 内 容	訓 練 状 況

(7) 職員研修実施状況

研修時期	研 修 内 容	研 修 成 果

2 管理施設の利用状況に関する事項

(単位：人、円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
野球場	利用コマ数													
	利用者数													
	利用料金収入													
テニス コート	利用コマ数													
	利用者数													
	利用料金収入													
ファミリー	普通大人数													
	普通小人数													
	団体大人数													
プール	団体小人数													
	大人定期数													
	小人定期数													
	親子定期数													
	中高生定期数													
	シバ定期数													
	事前契約入場者数													
	無料入場者数													
	入場者数小計													
合 計	利用料金収入													
	利用者数													
	利用料金収入													

3 収支状況等に関する事項

(単位 : 千円)

		予 算 額	決 算 額	差 引	備 考
収 入	県委託料				
	利用料金収入				
	その他収入(自主事業等)				
	収入計 (a)				
支 出	植栽管理費				
	施設管理費				
	清掃費				
	保守点検費				
	修繕費				
	警備費				
	その他				
	運営費				
	人件費(事務所職員)				
	光熱水費				
	事務所運営費				
	自主事業費				
	支出計 (b)				
収支差額 (a) - (b)					

4 修繕費の執行状況に関する事項

(単位 : 円)

修繕箇所	実施時期	修 繕 内 容	支 出 額

※ 支出額を証する書類を添付すること

5 運営目標の達成度に関する事項

運 営 目 標	達 成 度

6 自主事業の実施状況に関する事項

(単位：千円)

自主事業名	実施状況	収支状況
		収入 支出 _____ 差引

注)「実施状況」欄には、自主事業の開催内容、開催時期、開催場所(使用施設)等を記載する。

別紙5 例月業務報告書の書式

平成 年 月 日

奈良県知事様

(指定管理者)

住 所

名 称

代 表 者

印

浄化センター公園指定管理業務 例月業務報告書（平成 年 月分）

浄化センター公園指定管理業務の平成 年 月分の例月業務について、浄化センター公園の指定管理に関する基本協定書第29条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

1 管理施設の利用状況及び料金収入実績に関する事項

(平成 年 月分)

	開園 日数	使用 可能 日数 a	稼働 した 日数 b	稼働率 b/a (%)	利 用 件 数 (件)	利 用 人 数 (人)	利 用 料 金 収 入 (円)
野球場							
テニスコート							
ファミリープール							
合 計							

※ 野球場、テニスコートの使用可能日数は、雨天等で使用不能の日数を除く。
 ファミリープールの使用可能日数は、荒天等での使用不能の日数を除く。

2 利用者からの要望、苦情、トラブル等の対応状況に関する事項

(平成 年 月)

年 月 日	要望、苦情、トラブル等の内容	対 応 状 況

別紙6 利用料金承認申請書の書式

平成 年 月 日

奈良県知事様

(指定管理者)

住 所
名 称
代 表 者

印

浄化センター公園 利用料金承認申請書

奈良県立都市公園条例（昭和35年3月奈良県条例第11号）第20条第2項の規定により、浄化センター公園野球場、ファミリープール及びテニスコートの利用料金の額を下記のとおり定めたいので申請します。

